

第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任(2)

1962年8月、司教参加のもとに盛大に教会堂の献堂式が行われた。しかし、竣工した教会堂を前にして、信徒たちの心は複雑に揺れていた。それは、健常者と入所者である信徒たちを隔てる別々の入口、座席、告解室（懺悔室）であり、しかも香部屋（祭儀の準備の部屋）には、手を消毒する容器が据えられ、薬品まで備えてあった。このことについて、先の記事には、「らい予防法」の法規からすると、仕方がなかったのかもしれないが、これによってハンセン病に対する正しい理解が著しく損なわれ、偏見差別の助長に拍車をかけたことは否めないと記されている。さらにこの教会堂の設計者が信徒で某療養所の園長であったことを知り、啞然としたとも付け加えている（『燃え尽きない柴—献堂40周年記念誌—』カトリック草津教会）。

多磨全生園と栗生楽泉園におけるカトリック教会の歩みを振り返ってみると、どちらも教区あるいは教団が宣教活動の一環として洗礼を授けて、信徒を獲得しようとしたのではなく、他の療養所から転園して来た人たちのなかに、すでに洗礼を受けていた者がいて、それらの人々へのケアとして近くの小教区を担当していた司祭や修道者が訪問し、ミサなどの祈りの集会を開くという形であった。また、多磨全生園では、戦後の貧しい時期には、いわゆるララ物資が教会に届けられて、それに群がるようにして園の中で洗礼を受ける人が増えたと伝えられている。

現在は、学生や近隣の教会の会員が訪問して交流も盛んに行われている。

2) 日本聖公会とハンセン病療養所

現在日本聖公会に属する教会は、松丘保養園内の「松丘聖ミカエル教会」、栗生楽泉園内の「聖慰主教会」、多磨全生園内の「聖フランシス聖エリザベス礼拝堂」、菊池恵楓園内の「菊池黎明教会」、沖縄愛楽園内の「愛楽園祈りの家教会」、宮古南静園内の「南静園聖ミカエル教会」の6か所であり、それぞれその地域の日本聖公会の教区に属している。したがって、それぞれの教会はその所属する教区の取り組む姿勢次第ということになる。それはカトリックとも共通するもので、教区という単位でそこには主教がいてそれを中心として独立した活動がなされているのである。

近年の動きとしては、1996年のらい予防法が廃止された際、日本聖公会第49定期総会場で『らい予防法』廃止とそれに伴う十全な措置を求める宣言を決議する件』として議案が提出されて可決されている。そこには入所者で執事の太田国男さんも九州教区聖職代議員として名前を連ねている。教団としての意思決定機関に代議員としてハンセン病の当事者が参加しているのは注目されることであろう。さらにこのときの宣言を梃子にして、2004年5月に開かれた日本聖公会第55定期総会で「ハンセン病問題啓発の日を設け、ハンセン病問題への理解が深まるために祈る件」が可決された。この議案は2003年11月に熊本県で起こったホテル宿泊拒否事件を受け止め、更なる啓発活動を、祈りを伴って実践するよう聖公会内部に向けて呼びかけているものである。

ところで、日本聖公会とハンセン病療養所と言えば、ハンナ・リデルの「回春病院」、コンウォール・リーの「聖バルナバ・ミッション」に触れておかななくてはならない。しかしこの二つはどちらも教団としての日本聖公会とは直接関係はなく、全く個人としての取り組みであった。以下、「回春病院」「聖バルナバ・ミッション」について、『聖公会新聞』第556号2000年10月25日発行所収の「証人の足跡」という記事を参照しながら紹介していく。

第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

聖バルナバ・ミッションというのは、1907年、50歳の時に来日した英国聖公会福音宣教協会（SPG）派遣の宣教師メアリ・ヘレナ・コンウォール・リーが、湯之澤で1916年から1941年にかけて展開した病者救済のための事業である。1932年には国立療養所栗生楽泉園が開所されたのでそこに次第に吸収されていった。そして、1939年には湯之澤から楽泉園内に移り住んだ信徒のために「聖慰主教会」が設立された。

回春病院は1895年に英国聖公会宣教協会（CMS）の宣教師ハンナ・リデルによって開かれた病院である。彼女は熊本の本妙寺で多くのハンセン病者を見て、救済活動に乗り出す決心をしたと言われている。病院の名は、暗黒の人生に再び希望の春を回り来させることを念じて命名された。このリデルのことを神山復生病院の最初の日本人院長岩下壮一は「リデル女史の救ライ運動に史上に残した足跡は大いなるものである。」と評し、さらに彼女の姿勢とか動機について、次のように述べている。

「ふるき旧約聖書のイザヤ書 53 章 4 節に苦しみの人メシアを形容して『かれはライ病者のごとく神にうたれ、苦しめられるなり』とある以上、わたしたちは患者において主の御面影を見、これに奉仕しなければならない」（リデルの話）」との信念にもつづいてはじめられたので、その本領は今日のいわゆる社会事業家ではなかったと思う。

（「リデル女史の思い出」『岩下壮一全集・第8巻』岩下壮一）

ハンナ・リデルは回春病院を開設して、そこに日本聖公会熊本降臨教会を設立した。礼拝は日本聖公会司祭によって厳粛に行われていた。さらにその担当司祭の米原馨児を1913年に草津に宣教のために派遣し、米原はそこに「光塩会」というキリスト教を学ぶ会を結成した。これが後の聖バルナバ・ミッションの誕生へとつながっていった。

1927年青木恵哉を沖縄に派遣したのもリデルであった。青木らは反対にあいながらも、1935年患者自らの手で療養所の基礎を築き運営にもあたった。その後1938年に県の管轄下におかれ国立に移管されて現在の愛楽園となっている。このような経緯もあって愛楽園での聖公会信徒の割合は突出している。

ほぼ同時代にハンセン病者救済に身を投じたこの二人の英国人女性宣教師は、いろいろな点で対照的である。

第一に、二人が所属する宣教団体と出身社会層の相違があげられる。リーはSPG、リデルはCMSに所属しており、前者は英国聖公会の中でカトリック的伝統を重視する人々が設立し、後者は福音主義を重視する人々が設立した。その結果、前者に所属する宣教師には貴族層などの人が多く、後者には庶民層に属する人が多いということになる。

第二に、当然のことであるが、二人がそれぞれの個性を持っていたこと。ジュリア・ボイドは「リデル女史が活動的で、ヴィクトリア朝の上品さからみればアクの強い人だった」（『ハンナ・リデルーハンセン病に捧げた一生-』吉川明希訳）と分析している。このリデルの人柄が、政財界に食い込み、たぐいまれな働きをする力となったことは確かであろう。資金提供を渋るCMSとの確執はハ

第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任(2)

ンセン病者救済への並々ならぬ情熱とともに、彼女の強い個性をうかがわせる。これに対して、リーは湯之澤の人々にとって必要なものを探りながら必要に応じて少しずつ私財を投じ、聖バルナバ・ミッションを成長させていった。これもリーの性格が反映したと言えるであろう。

第三に、聖バルナバ・ミッションと回春病院のそれぞれの運営方針に見られる二人の相違である。ボイドによれば、リデルは回春病院の運営にあたって男女の分離を徹底し、病者同士の結婚は許さなかった。したがって、回春病院はあたかも修道院のようだったと回顧する人もいるようである。これらはリデルがこの病気の撲滅にとって、結婚を許さないことが重要なことと考えたからであり、またそこには信仰に基づく、彼女の男女観・人生観があったからである。また、彼女は、回春病院に迎え入れる病者を「一定の教育を受け、入院するまで品位ある生活を送ってきた人に限った」と記されている。このことも、特徴の一つと言えよう。

リーの場合も、男女関係に厳しかったことは確かである。しかし、その雰囲気は修道院のそれとは大きく異なり、いわば一般の生活をミッションの中で行っていくとするものであったと伝えられる。

以上、概観してきたように、国がほとんど手をつけていなかったハンセン病者救済という事業において、この二人の英国人女性宣教師は、それぞれの個性を発揮し、またそれぞれの考え方と信仰を拠り所にしつつ、初期のキリスト教救済事業の典型をなしたと言える。

3) プロテスタント諸教団とハンセン病療養所

日本基督教団に属する療養所内教会は3つある。駿河療養所の神山教会と邑久光明園の家族教会、そして奄美和光園の和光伝道所である。その他は単立の教会として存在している。しかしその教会においても日本基督教団の教師が礼拝説教を担当している場合もある。奄美和光園にある日本基督教団名瀬教会の和光伝道所の石原英一牧師と先頃引退した邑久光明園にある家族教会の津島久雄牧師は、ハンセン病回復者であり、日本基督教団の諸教会の中で、当事者としてハンセン病問題の啓発活動をしてきた特筆すべき存在である。

そのプロテスタント諸教団とハンセン病療養所の関わり的一端が、「らい予防法」が廃止時に出された、光明園が所属する日本基督教団東中国教区の謝罪声明と日本基督教団の謝罪声明から垣間見ることができる。

1996年4月1日「らい予防法の廃止に関する法律」が施行された。これは日本におけるハンセン病の歴史において画期的な出来事であった。

そんな中で私達は遅すぎたと言われつつも表明された2つの謝罪文を受け取った。(略) 私達は主にあって兄弟姉妹である方々に、らい予防法の不当性を直接訴えた事が無かったと思う。若し私達が訴えておれば、事情は少し違っていたかも知れない。訴えなかった大きな理由は、私達がある意味で、予防法を認めていたこと、又、予防法に束縛されない信仰の世界に目を注いで生きてきたからである。(略)

私達は教区や教団の方々の謝罪表明を心から受け取っている。そこに人々の真実があり主イ

第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任(2)

エスへの真心がある。私達はこうした人々と同じ主イエス・キリストを仰いでいることを誇りに思う。

私達はこの教区と教団の表明に対し、主の愛の照り返しを覚えている。そしてそれは既に聖国に召された家族教会の兄姉や多くの療友への香ばしい慰めの香りとなっていることを疑わない。

家族教会 85 年の歴史は一方から言えば神の恵みと憐れみのそれであり、他方から言えば神への礼拝と讃美に心を燃やし続けたそれである。教会は世に言う社会事業も奉仕もさしたる運動もして来なかった。只、聖言を信じ聖霊によって祈り、その生涯をかけて一人一人が神を讃美し続けて来たにすぎない。

(『全国ハンセン病療養所内・キリスト教会沿革史』日本ハンセン病者福音宣教協会編)

「長島聖書学舎」が、原田季夫牧師を中心に開設されたことは、日本のハンセン病療養所にとっても画期的な試みであったと言わなくてはならないであろう。そこで原田季夫が目的としたことは、「らい療養所内の伝道は、外部の健康者によるものよりも、同じ病を負う者によってなされるほうがゆきとどいたものとなる、という考えに基づいて、深い福音的信仰と高い宗教的良識をそなえて、神と人ともに仕えゆく人材を養成すること」であった(『ある群像—好善社 100 年の歩み—』好善社編)。この運営にあたっては、好善社が経済的援助を 10 年間にわたって行ない、3 年を一期として、三期まで続いた。卒業生は合計 20 人で、ある人は教団の教師資格を取り、療養所の教会で牧師となったり、またある人は社会復帰して伝道者として働くなど、それなりに設立の目的を果たしたと考えることができよう。

4) キリスト教系支援団体の活動

日本 MTL の活動

日本 MTL とは、賀川豊彦を中心に 1925 年 6 月に設立された、日本のキリスト者による「救癩」運動団体である。会の目的は、会則の第 3 条に定められている。それによると「本会は癩者に基督の福音を宣伝し癩の予防救癩事業の促進を図り之が絶滅を期するを以て目的とす」となっており(『日本 MTL』88 号、1938 年 7 月)、具体的事業としては、ハンセン病患者への宣教と慰問、ハンセン病の啓発活動であり、これらを中心に、特に「無癩県運動」の徹底において「重要」な役割を果たしたと言わねばならない。付け加えるならば、各療養所の盲人会とは関係が深く、会館建設などのために活動を行なった。

1970 年代からは、国内が経済的にも豊かになり、また療養所の生活環境も整ってきたため、日本国内での活動から海外、アジアの国のハンセン病支援に切り替え現在に至っている。

日本 MTL の活動を一口に言えば、国が不完全なところ、これはあくまで MTL の判断であるが、を補い、そして国が豊かになり手が行き届くようになれば、MTL はそこから手を引き、あらたな活動の場を求めていく、そういう性格の活動を今日まで展開してきたということになるであろう。